

障がいのある人（子ども）のサポートプランの概要について （第7期加賀市障がい者計画・障がい福祉計画・第3期加賀市障がい児福祉計画）

1. 計画策定の趣旨

基本理念「障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが尊重され、共に参加し、共に暮らし、「あたりまえの生活」ができるまちづくりの実現」に向けて障がい者施策を推進するための計画を策定する。

2. 法的根拠

- ・ 障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」
 - ・ 障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」
 - ・ 児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」
- } これらを一体的に策定

3. 計画期間

令和6年度から令和8年度（3年間）

4. 計画の骨子

部	章	主な内容
第1部 総論	第1章 計画の基本的事項	1 計画策定の背景と趣旨 2 計画の性格 3 計画の期間 4 計画の策定体制 5 計画の推進 6 計画の達成状況の点検と評価
	第2章 障がいのある人（子ども）の状況	1 障がい者手帳所持者数の推移 2 障がいのある人（子ども）のその他の状況 3 障害福祉サービス等の利用状況
第2部 各論	第1章 計画の基本構想	1 基本理念 2 基本目標 3 施策の体系
	第2章 加賀市障がい者計画	1 人にやさしいまちづくり 2 じりつと社会参加の基盤づくり 3 暮らしの基盤づくり
	第3章 加賀市障がい福祉計画及び加賀市障がい児福祉計画	1 障がい福祉サービス等の提供体制に係る目標（成果目標） 2 障害福祉サービスの見込み 3 障害児通所支援サービスの見込み 4 発達障がい者等に対する支援体制の見込み 5 地域生活支援事業の見込み
	資料	1 第7期計画策定の経過 2 関係法令 3 加賀市手話施策推進方針 4 加賀市健康福祉審議会障害者分科会委員名簿

5. 計画の体系

【基本理念】

障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが尊重され、共に参加し、共に暮らし、「あたりまえの生活」ができるまちづくり

【基本目標1】 人にやさしいまちづくり

市民、事業者、行政が一体となり、障がいのある人を取り巻く物理的・心理的な障壁を除去し、支援を必要とする人を地域ぐるみで支援する体制を構築し、障がいのある人とその家族が安心して暮らし、社会参加ができるまちづくりを推進します。

施策	施策の方向性
(1) 障がいと障がいのある人への理解	① 広報・啓発の推進
	② 学校教育における理解促進
(2) 安全・安心のまちづくり	① 安心なまちづくり
	② 安全な移動の確保
	③ 防災・防犯対策の推進
(3) 地域福祉の推進	① 地域福祉活動の推進
	② 関係団体との連携

【基本目標2】 じりつと社会参加の基盤づくり

障がいのある子どもの能力と可能性を伸ばす保育・教育環境の整備、働く意欲を持つ障がいのある人の適性と能力に応じた就労の場の確保、生活を豊かにするスポーツや文化芸術活動の推進などに努め、障がいのある人がじりつした生活を送ることができ、あらゆる分野の活動に参加できるよう支援します。

施策	施策の方向性
(1) 障がいのある子どもの育成・教育	① 早期療育の充実
	② 学校教育の充実
	③ 障害児通所支援サービスの充実
	④ 医療的ケア児の支援体制の整備
(2) 雇用・就労	① 一般就労のための雇用の場の拡大
	② 多様な就業機会の確保
(3) スポーツ・文化芸術活動	① スポーツ活動の推進
	② 文化芸術活動の推進

【基本目標3】 暮らしの基盤づくり

障がいのある人の健康の保持・増進を図るための保健・医療サービスの充実、地域での暮らしを支える生活支援サービスの充実と居住の場の確保、必要な情報の提供と助言、その他障害福祉サービス等の利用を支援するための相談支援の拠点の確保などを図り、障がいのある人とその家族の暮らしを支援します。

施策	施策の方向性
(1) 保健・医療	① 疾病の予防と早期発見・早期対応の推進
	② 健康の保持・増進
	③ 医療サービスの充実
(2) 生活支援サービス	① 障害福祉サービス等の充実
	② 生活の場の確保
	③ 地域生活支援の体制整備の促進
(3) 相談支援・情報提供	① 相談支援体制の充実
	② 情報提供の充実
	③ 権利擁護の推進